

教育活動における留意事項

令和5年5月8日
福津市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後、学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、感染状況に応じた感染対策を講じていくことが重要となります。感染状況が落ち着いている場合においても、健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等を行ってください。地域や学校において感染が流行している場合は、必要に応じて、感染症対策を一時的に検討するなど、学習・活動内容を工夫しながら、学校教育活動の継続が必要です。

1. 学校で感染者が確認された場合の対応

- (1) 学校で子どもや教職員の感染者が確認された場合は、感染した子どもについて出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員の場合は、病気休暇等により出勤させないようにすること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された子どもに対する出席停止の期間は、「発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とすること。(学校保健安全法施行規則第19条第2号)
 - ※ 出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されないこと。
 - ※ 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。
- (3) 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでとすること。
- (4) 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該の子どもに対してマスクの着用を推奨すること。その際、感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行うこと。

2. 濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなくなり、これまで濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われません。

3. 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には登校しないことの周知・呼びかけ

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないよう、子どもや保護者に対する周知・呼びかけを行うこと。軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限する必要はないこと。

4. その他

本留意事項にない事項は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～。文部科学省）」に準じます。